

10 一般社団法人北海道建築士事務所協会褒賞規程

平成15年 3月13日
改正 平成16年 3月12日
// 平成20年 3月13日
// 平成24年 9月27日
// 平成25年 6月28日
// 平成25年12月13日

(目的)

第1条 定款第5条第11号の規定に基づき、一般社団法人北海道建築士事務所協会（以下「本会」という。）の発展に特に功績・功労のあった者及び団体に対する褒賞及び表彰（感謝状を含む。以下「褒賞等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(褒賞等の種類)

第2条 この規程に定める褒賞等は、次のとおりとする。

- (1) 国が授与する叙勲・褒賞
- (2) 国土交通大臣が授与する建設事業関係功労者等表彰
- (3) 北海道が授与する北海道社会貢献賞
- (4) 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会（以下「日事連」という。）が授与する功労者・団体表彰
- (5) その他、関係団体等が授与する表彰
- (6) 本会が授与する永年勤続等表彰

(褒賞等候補者の選考基準)

第3条 褒賞等候補者の選考基準は、前条第1号から第5号までにあつては、当該授与者が定める基準とする。

ただし、第4号に定める日事連表彰のうち、日事連、単位会の運営に関して著しい功績・功労のあった者については、原則として年齢60歳以上で本会定款第21条に定める役員（以下「役員」という。）として10年以上在任した者並びに役員及び本会規則第14条に定める支部役員（以下「支部役員」という。）として通算30年以上在任した者を候補者の対象とする。

2 前条第6号に定める本会が授与する永年勤続等表彰の候補者選考基準は、次の各号による。ただし、建築士法並びに本会定款及び規則に違反する行為のあった者及び団体には適用しない。

- (1) 役員及び支部役員として、通算20年以上在任した者
- (2) 支部の運営及び事業等に関し顕著な功績を挙げ、本会の発展に寄与した支部
- (3) その他、特に本会の発展に功績顕著と認められる個人及び団体

(褒賞等候補者の選考)

第4条 翌年度の褒賞等候補者選考は、前条各項に定める選考基準に該当する者及び団体から、会長又は支部長の推薦により総務委員会に諮り、毎年12月、理事会で決定する。

2 臨時的又は緊急的事由などにより、前項による選考が困難な場合にあつては、総務委員長と協議し、会長が褒賞等候補者を決定することができる。

3 前項の規定により褒賞等候補者を決定したとき、会長は、直近の理事会において決定までの経過等を報告しなければならない。

(褒賞等の時期及び方法)

第5条 第2条第1号から第5号までに定める褒賞等にあつては、授与者が定める時期及び方法とする。

2 第2条第6号に定める本会が授与する永年勤続等表彰は、毎年3月の定時総会において行う。ただし、必要に応じ創立記念事業式典において行うことができる。

3 前項の表彰は、賞状に記念品を添えて行う。

4 第2項に定める表彰において、被表彰者が死亡したときは、遺族に贈る。

(規程の改廃)

第6条 この規程は、理事会の承認を得て改廃する。

附 則

1 この規程は、平成15年3月13日から施行する。

2 会員の表彰規程（平成4年4月1日）は廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第2条第4号の規定は、平成25年4月1日から適用する

附 則

この規程は、平成25年12月13日から施行する。